

2.2 緑化率適合証明に関する審査基準

2.2.1 緑化施設の面積の算出基準

【都市緑地法】

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次にいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	一メートル以上 二・五メートル未満	二・五メートル以上 四メートル未満	四メートル以上
半径	一・一メートル	一・六メートル	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が（1）の樹冠の水平投影面又は（2）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

(i) (i) の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

□ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイから二までの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイから二までの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイから二までの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

附 則（平成二九年八月二日国土交通省令第四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（都市緑地法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となっている建築物のうち、第一条の規定による都市緑地法施行規則第九条第一号の規定の改正により当該建築物の緑化率が緑化地域に関する都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度又は地区計画等緑化率条例による建築物の緑化率の最低限度を下回ることとなるものの緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法については、第一条の規定による改正後の都市緑地法施行規則第九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【趣旨】

緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積について、緑化施設の区分と区分に応じた緑化施設の面積の算出方法を定めています。

【解説】

(1) 緑化施設の面積の算出については、「都市緑地法施行規則」および「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」に基づき、算出します。

(2) 都市緑地法施行規則改正による壁面緑化に係る経過措置について

平成30年4月1日時点で、緑化地域制度又は地区計画等緑化率の規制の対象となっている建築物のうち、平成30年3月31日以前に「緑化施設適合証明通知書」の発行を受けているもので、平成29年8月の「都市緑地法施行規則」第9条第1号（壁面緑化に係る規定）の改正により緑化率の最低限度を下回ることとなるものは、改正前の規定が適用されます。

2.2.2 共通事項

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5)略

(6) 壁面緑化 都市緑地法施行規則第9条第1号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分をいう。

(7) 略

(8) 樹木植栽地 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に規定する緑化施設で、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分をいう

(9)～(12) 略

(13) 建築物の外壁 建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含む。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含まない。

(14) 略

(15) 工作物 土地に定着する人工物をいう。

(16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫（配送・物流センターを含む）、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。

(緑化施設の算出基準)

第4条 緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。

(1) 緑化施設は当該敷地内に整備するものとし、算出する緑化施設の水平投影面積は、当該建築物の敷地内に包含される部分とする。

(2) 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできない。

(3) 緑化施設を複数箇所に整備した場合、壁面緑化を除く緑化施設の水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。

(4) 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。

(5) 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできない。

(6) 緑化施設の面積は小数第3位以下を切り捨てて算出する。

(7) 当該建築物の緑化率は小数第3位以下を切り捨てて算出する。

(8) 都市緑地法第35条第4項の規定により算出される緑化率の限度は、小数第3位以下を切り上げて算出する。

(9) 緑化施設の面積に次の施設の面積を含めることはできない。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設に該当するもの

ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの

(10) 他の法令等により設置される施設であっても、本基準に適合し他の法令等上支障がない場合は、緑化施設の面積にその面積を含めることができる。

（緑化施設の整備方法）

第5条 緑化施設は次のとおり整備すること。

(1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。

(2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。

(3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。

(4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。

(5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討すること。

(6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。

(7) 駐車スペース等主たる目的が緑化以外の用に供する場所への整備は、できる限り避けること。

(8) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。

(9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。

(10) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下とすること。

(11) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10センチメートル以上確保すること。

(12) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ（概ね樹高2.5メートル以上のものは150センチメートル以上、樹高2.5メートル未満1メートル以上のものは100センチメートル以上、樹高1メートル未満のものは70センチメートル以上）の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保すること。

(13) 植栽時に樹高が1メートル以上の樹木については、適切な支柱等を設けること。

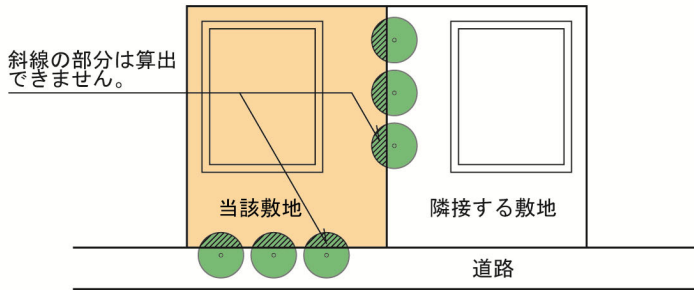
【趣旨】

緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積の算出方法及び整備方法について共通する事項を定めています。

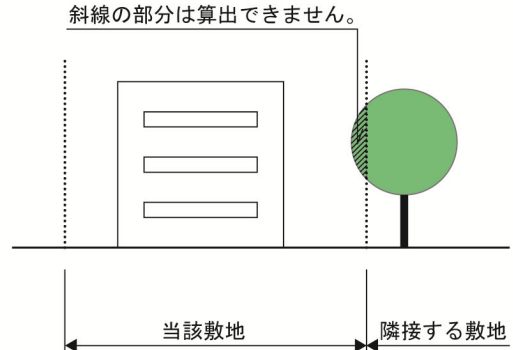
【解説 算出基準】

- (1) 算出の対象となる緑化施設は、当該建築物の敷地内に整備された緑化施設（既存の緑化施設も含まれます。）とします。敷地外に整備された緑化施設は算出の対象とすることはできません。

■図-1 (ア)

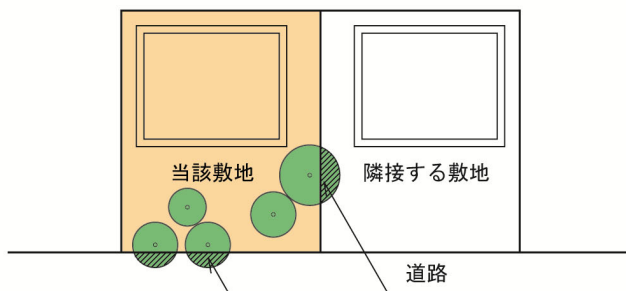


■図-1 (イ)



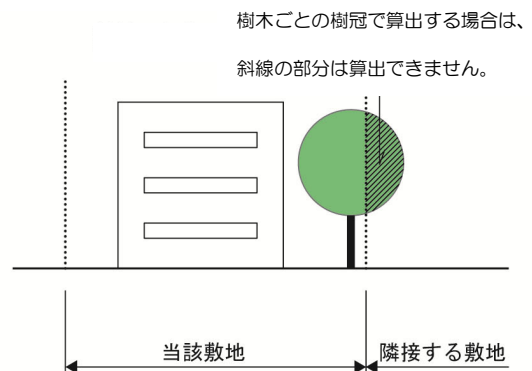
- (2) 樹木ごとの樹冠で算出する場合は、当該建築物の敷地内に植栽された樹木等であっても、敷地外にある部分は緑化施設の面積に含めることができません。また、当該建築物の敷地内に植栽された樹木であっても、みなし樹冠の水平投影面の一部（もしくは全部）が敷地外にある樹木は、みなし樹冠の面積として算出することはできません。（ゼロカウントになります。）

■図-2 (ア)



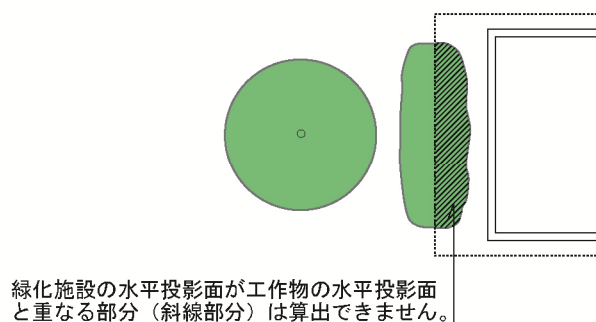
樹木ごとの樹冠で算出する場合は、斜線の部分は算出できません。

■図-2 (イ)

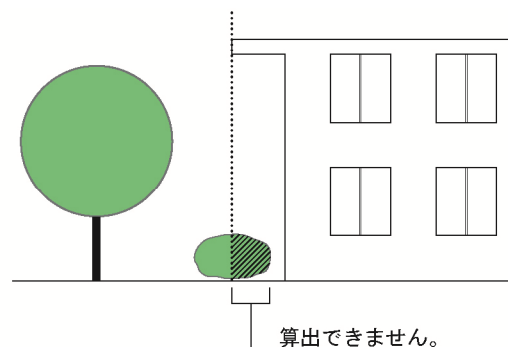


- (3) 緑化施設の直上部に庇や階段等の工作物（建築物を含む）がある場合、工作物の水平投影面に重なる部分の緑化施設の水平投影面は緑化施設の水平投影面積に含めることができません。

■図-3 (ア)



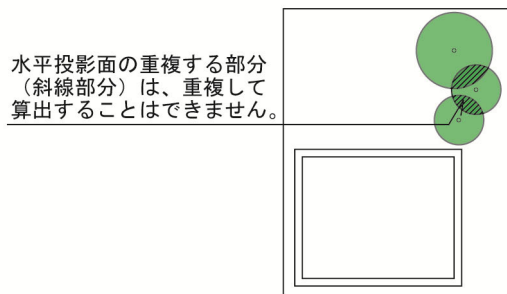
■図-3 (イ)



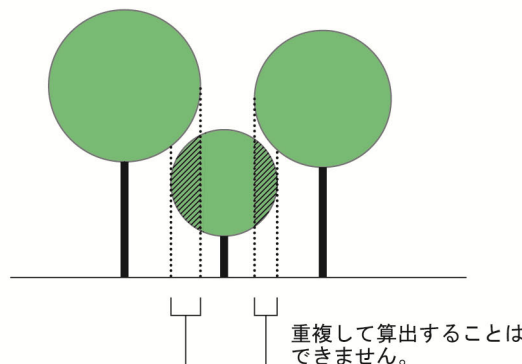
- (4) 一つの敷地内に複数の種別の緑化施設を整備することができます。また同一種別の緑化施設を複数整備することもできます。

ただし、複数の緑化施設を重複して面積を算出することはできません。

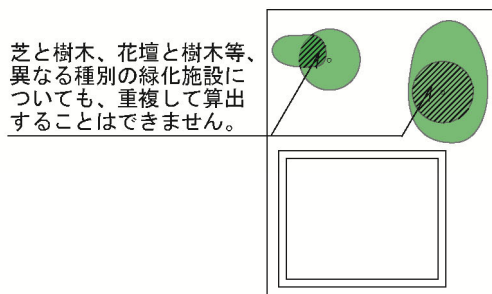
■図-4 (ア)



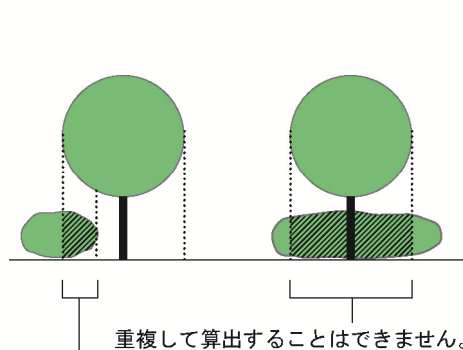
■図-4 (イ)



■図-5 (ア)

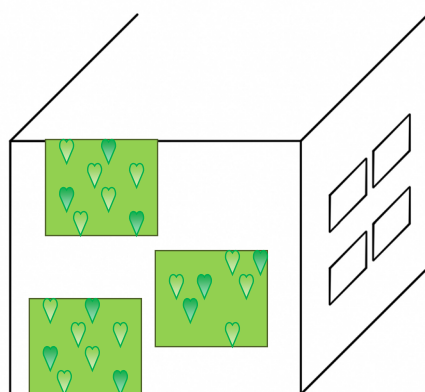


■図-5 (イ)



- (5) 一つの敷地内に複数の壁面緑化を整備することができます。

■図-6



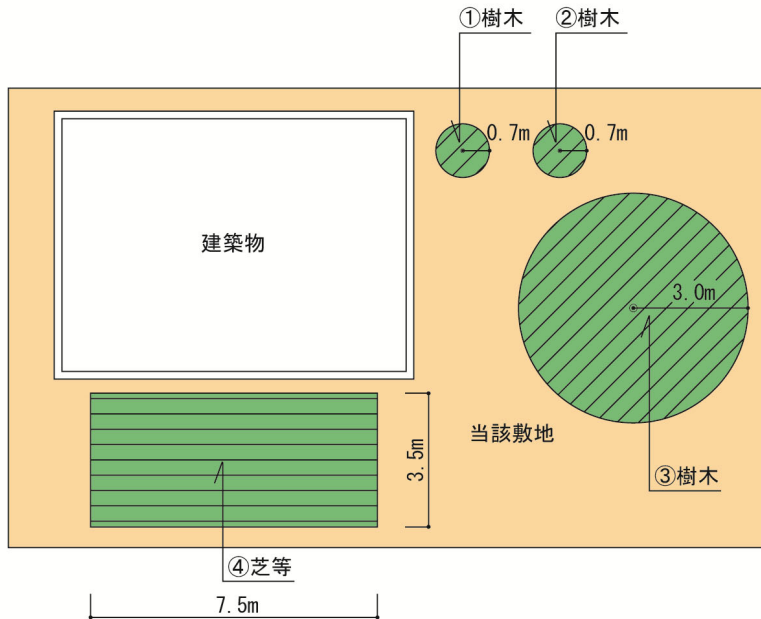
- (6) 緑化施設は、選択した種別によって算出される面積が異なる場合があります。緑化施設の面積の算出基準に適合していれば、どの算出方法も選択できます。ただし、同一の緑化施設を複数回算出することはできません。

(7) 緑化施設の面積の算出においては、緑化施設ごとに小数第3位以下を切り捨てて記入して下さい。

小数第3位以下を切り上げることや、複数の緑化施設の合計について小数第3位以下を切り捨てることはできません。

● 計算例

- ・ 樹冠の大きさの異なる樹木と芝等を植栽する場合



①樹木	水平投影面積	$0.7\text{m} \times 0.7\text{m} \times 3.14 = 1.5386\text{m}^2$	→1.53㎡※
②樹木	水平投影面積	$0.7\text{m} \times 0.7\text{m} \times 3.14 = 1.5386\text{m}^2$	→1.53㎡※
③樹木	水平投影面積	$3.0\text{m} \times 3.0\text{m} \times 3.14 = 28.26\text{m}^2$	→28.26㎡※
④芝等	水平投影面積	$7.5\text{m} \times 3.5\text{m} = 26.25\text{m}^2$	→26.25㎡※

$$1.53\text{㎡} + 1.53\text{㎡} + 28.26\text{㎡} + 26.25\text{㎡} = 57.57\text{㎡}$$

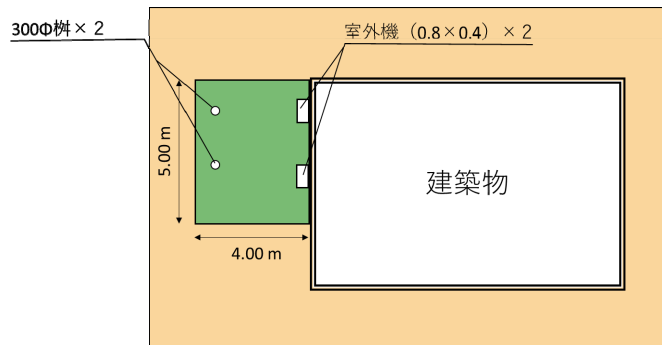
この敷地の緑化施設の面積は、57.57㎡となります。

- ※ 緑化施設ごとに面積の小数第3位以下を切り捨ててください。
複数の緑化施設の面積を足してから小数第3位以下を切り捨てることはできません。

(8) 緑化施設内に控除物がある場合には、その面積を控除してください。

●計算例

- 緑地の面積 20 m^2
- 控除物の面積
 - 300Φ 樹 $\div 0.07065 \rightarrow 0.07 \text{ m}^2 \times 2 = 0.14 \text{ m}^2$
 - 室外機 $(0.8 \times 0.4) = 0.32 \text{ m}^2 \times 2 = 0.64 \text{ m}^2$
- 緑化施設の面積 $20 \text{ m}^2 - (0.14 \text{ m}^2 + 0.64 \text{ m}^2) = 19.22 \text{ m}^2$



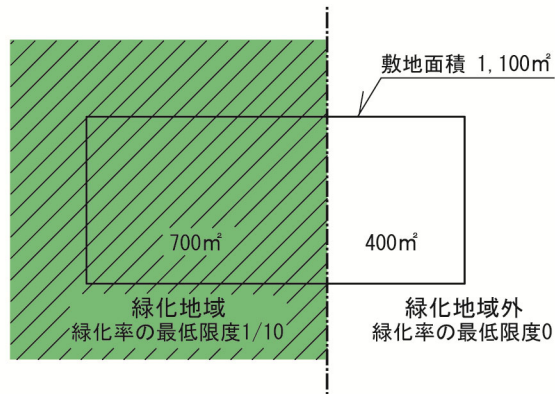
(9) 緑化率は、各緑化施設の面積（小数第3位以下切り捨て）の合計の、敷地面積に対する割合で求めることとし、小数第3位以下を切り捨ててください。

●計算例

- 緑化施設の面積 57.57 m^2
 - 敷地面積 510 m^2
 - 緑化率 $57.57 / 510 \div 0.112882 \rightarrow 11.28\%$
- この建築物の緑化率は11.28%となります。

- (10) 緑化地域に関して定められた緑化率の制限が異なる2以上の区域にまたがる敷地を有する建築物の場合、各区域に存する敷地の部分の面積に応じて按分して計算される緑化率は小数第3位以下を切り上げて適用します。

● 計算例



$$\left(\frac{1}{10} \times \frac{700}{1,100}\right) + \left(0 \times \frac{400}{1,100}\right) \doteq 0.06363$$

この敷地における建築物の緑化率の最低限度は6.37%となります。

(計算により求めた緑化率は、小数点第3位以下を切り上げたパーセント表記にしてください。)

<端数処理方法のまとめ>

対象	端数処理	備考
緑化率の最低限度 (%)	少数第3位以下切り 上げ	基準緑化率の算出に当たり按分が必要な場合に要計算
緑地の面積 (㎡)	少数第3位以下切り 下げ	緑地を過大評価しないよう切り 下げ
控除物の面積 (㎡)	(特段の定めなし)	端数処理方法は資料内で統一
緑化率 (%)	少数第3位以下切り 下げ	緑化率を過大評価しないよう切り 下げ

(11) 以下の施設は、緑化施設の面積の算出対象とすることができません。

ア 保安施設

森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項に規定する保安施設事業による保安施設に該当するもの

イ 地すべり防止施設

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設に該当するもの

ウ 固定されていない栽培容器を使用したもの

■図-7



算出できません

固定されていない、容易に動かせる栽培容器は緑化施設の面積に算出できません。

■図-8



算出できます

アンカーボルト等により土地（人工地盤を含む）又は工作物に固定され、容易に動かせない栽培容器は、緑化施設の面積に算出できます。

(12) 他の法令等により設置される緑地等を、緑化地域に関して定められた緑化施設とする場合、他の法令上支障がないか、各法令等を担当する窓口へ確認してください。

【解説 整備方法】

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心として、全体が調和よくなるよう、緑化施設を配置してください。著しく片寄らせて樹木を植えることの無いように計画してください。
- (2) 周辺から緑が実感できるよう、緑化施設は沿道部を中心に公開性や視認性に配慮して計画してください。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により計画してください。芝等のみ、低木のみとならないよう、バランスよく計画してください。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壌環境等を考慮し、周辺環境に配慮してください。枯死することが明らかであったり、将来的に撤去されたりするようなことが無いように計画してください。
- (5) 良好な樹林や樹木は、できる限り保存するよう計画し、現況のまま保存できない場合は移植等を検討してください。
- (6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石、化粧ブロック、フェンス等の構造物を設けてください。特に店舗や集合住宅などは自転車や歩行者に踏まれたりすることが無いよう、縁石等を積極的に利用して計画してください。
- (7) 車路及び駐車スペース等の緑化は維持が困難なことから適切ではありません。
- (8) 屋上に緑化施設を整備する場合は、管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けてください。安全带等を使用しなくても管理できるように計画してください。
- (9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容としてください。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容としてください。
- (10) 新たに植栽を行う造成面はできる限り平坦とし、やむを得ずのり面となる場合、傾斜角は30度以下としてください。

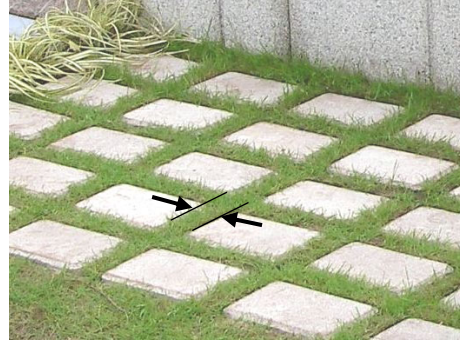
- (11) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については10センチメートル以上確保してください。緑化ブロック等の資材を利用した場合においても緑化施設の最低幅を確保してください。

■図-9 (ア)



樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。
樹木植栽地以外の緑化施設の最低幅員は10センチメートルです。

■図-9 (イ)



芝等の場合においても、10センチメートル以上の幅が無いものは緑化施設に含めることができません。

■図-10



樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。
植物が良好に生育できるような環境を確保してください。

- (12) 植物が良好に生育できるような一定の厚さ(概ね樹高2.5m以上のものは1.5m以上、樹高2.5m未満1m以上のものは1m以上、樹高1m未満のものは0.7m以上)の土壌又はこれらに相当する厚さの土壌に類する資材を確保してください。

- (13) 植栽時に樹高が1m以上の樹木については、支柱等を適切に設けてください。

2.2.3 緑化施設の種別ごとの算出

(1) 壁面緑化

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 壁面緑化 都市緑地法施行規則第9条第1号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分をいう。

(7)～(12) 略

(13) 建築物の外壁 建築物の外に面している壁をいい、建築物のバルコニー又はベランダの外に面している壁は建築物の外壁に含む。また、外壁の開口部は建築物の外壁には含まない。

(14)～(16) 略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) 壁面緑化の面積 しゅん工時に、緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分について、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

ア 壁面の1平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向1メートル当たり3株以上植栽されている部分又は壁面の1平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が10株以上植栽されている部分の面積とする。

イ 壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積とする。ただし、土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけでなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものでなければならない。

ウ 壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積とする。

(2)～(8) 略

第4条 緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。

- (1) 略
 - (2) 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできない。
 - (3) 緑化施設を複数箇所に整備した場合、壁面緑化を除く緑化施設の水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
 - (4) 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。
 - (5) 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできない。
 - (6) ～(10) 略
- (緑化施設の整備方法)

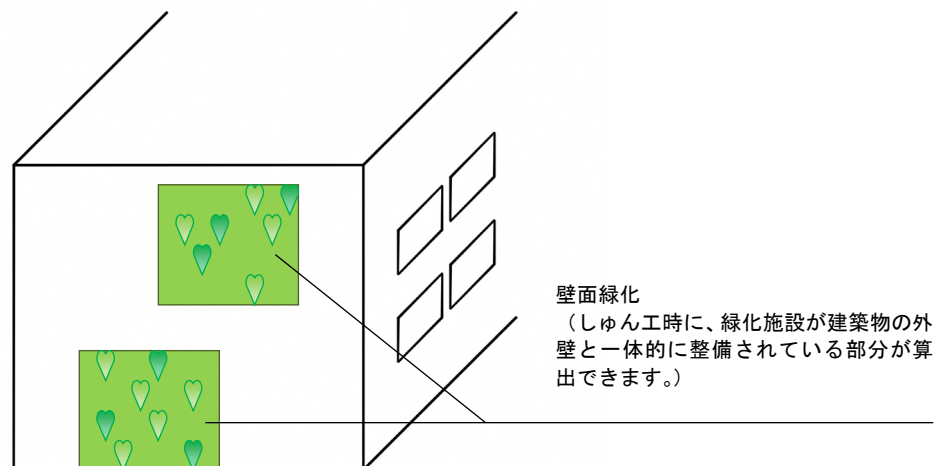
第5条 緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) ～(8) 略
- (9) 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。
- (10)～(13) 略

【解説】

- (1) 建築物の外壁と一体的に整備された緑化施設は壁面緑化として算出できます。誘引施設等は外壁と緊結していることが目視で容易に確認できるように計画してください。独立して設置されたフェンスなどを緑化しても壁面緑化として算出できません。

■図-11

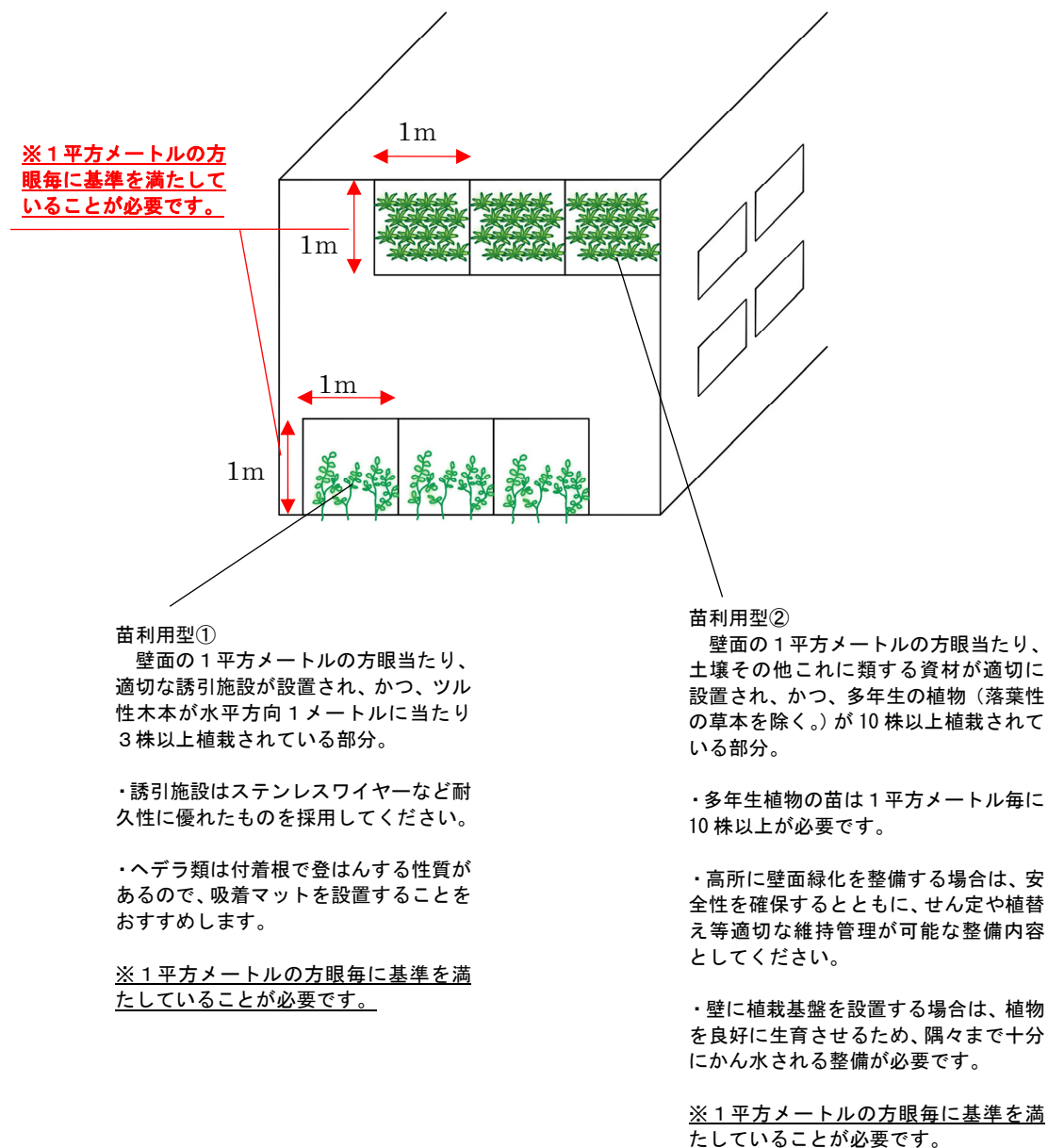


(2) 壁面緑化は次の3つの方法（ア、イ、ウ）から算出することができます。

ア （苗利用型）

- ① 壁面の1平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向1メートルに当たり3株以上植栽されている部分の面積が算出できます。
- ② 壁面の1平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が10株以上植栽されている部分の面積が算出できます。

■図-12

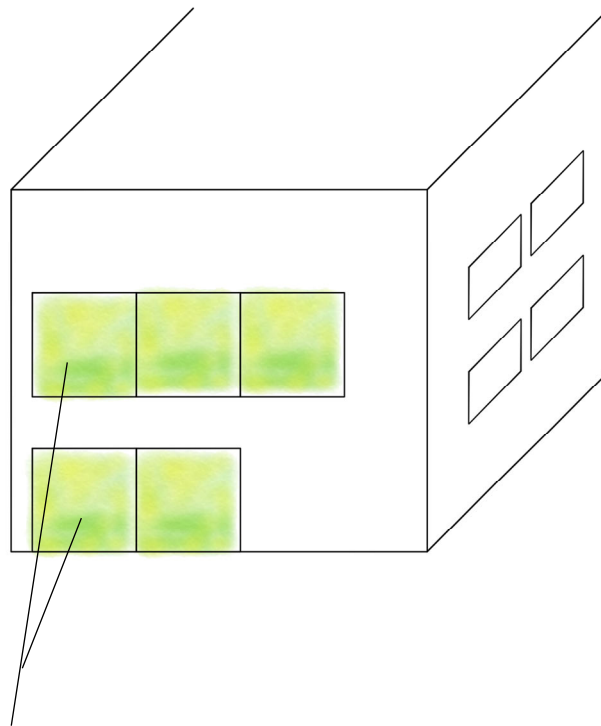


イ (植栽基盤型)

壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積が算出できます。

土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけではなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものとしてください。

■図-13



植栽基盤型

芝張りのように低く面的に緑化された施設が、壁面に沿って立ち上がったイメージです。

- ・根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保された植栽基盤の面的な整備が必要です。
- ・高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。
- ・植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備が必要です。

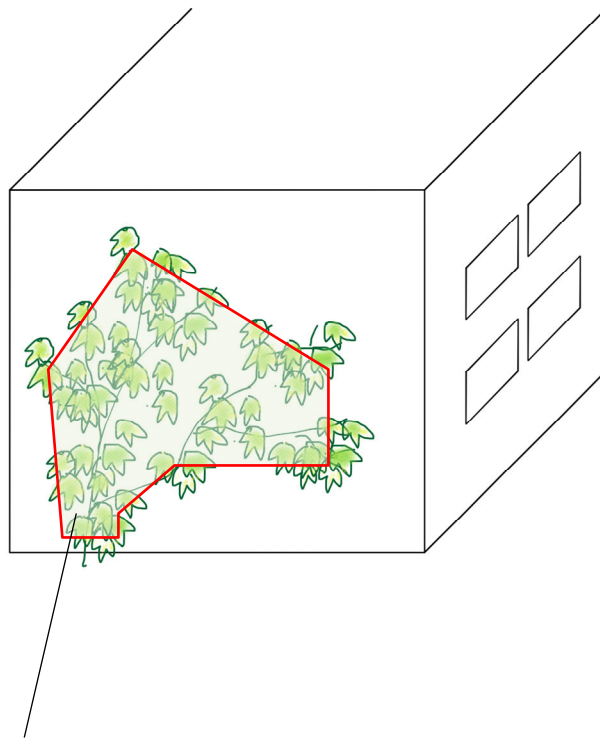
ウ (自力による被覆型)

壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積が算出できます。

既存のツル植物が壁面に強固に吸着している場合等が算出に向きます。

誘引施設を用いて整備する場合は「ア(苗利用型)」による算出としてください。

■図-14



自力による被覆型

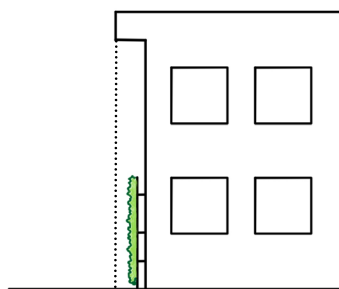
ナツヅタやオオイタビ等の植物が強固に壁面に吸着して覆っているイメージです。

- ・ 強風等によって剥離する恐れがない場合に算出できます。
- ・ 高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。

(3) 算出上の注意事項

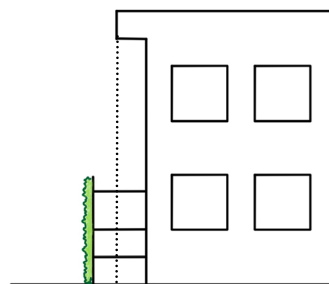
- ① 緑化施設の面積に緑化施設の直上部にある工作物の水平投影が重なる部分の面積を含めることはできません。

■図-15



算出できません

壁面緑化の直上部に軒や庇等の工作物が重なっている場合は算出できません。



算出できます

壁面緑化の直上部に軒や庇等の工作物が重なっていない場合は算出できます。

- ② 複数の壁面緑化について、水平投影が重なっていても算出することができます。
- ③ 壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできません。壁面の同じ個所を算出することができるのは1回だけです。
- ④ 同一の緑化施設の面積は複数回算出することはできません。一つの緑化施設が算出できるのは1回だけです。

(4) 整備方法の注意事項

- ① 緑化資材には、登はんマットや金網、ワイヤーなど、植物の性質を考慮して適切な補助資材を設置し壁面に誘引してください。
- ② 植物により生育に適する温度環境、水分環境、日照環境等は異なるので注意が必要です。
- ③ 植物により登はんや下垂する性質が異なるので注意が必要です。
- ④ 壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容としてください。
- ⑤ 高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容としてください。

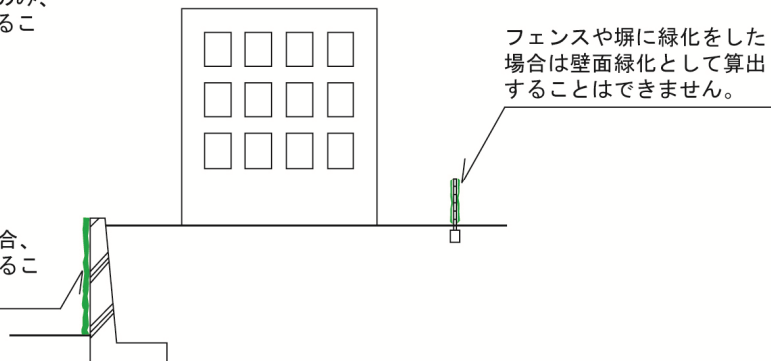
⑥ 人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容としてください。

(5) フェンスや塀、よう壁等の構造物（建築物の外壁とみなされる場合を除く）に整備された緑化施設は壁面緑化として算出することはできません。

■図-17

建築物の外壁についてのみ、壁面緑化として算出することができます。

よう壁に緑化をした場合、壁面緑化として算出することはできません。



フェンスや塀に緑化をした場合は壁面緑化として算出することはできません。

(6) 算出上の注意事項

申請には緑化施設が整備された壁面の鉛直投影の面積の算出根拠を示すための立面図（必要に応じて展開図）を提出してください。求積は緑化施設の面積ではなく、緑化施設が整備された壁面の鉛直投影面積で行うことに注意してください。

その他必要な書類

- 建物の軒や庇の状況を示す建築の断面図、^{かなばかりす}矩計図など。
- 壁面緑化の構造を示す詳細図

植栽基盤、誘引資材、かん水設備などの計画がわかるように図面を作成してください。

※上記以外にも、計画の内容や管理方法等について審査するために必要な書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 樹木

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計
 - (1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
 - (2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下（2）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（1）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	一メートル以上 二・五メートル未満	二・五メートル以上 四メートル未満	四メートル以上
半径	一・一メートル	一・六メートル	二・一メートル

- (3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が（1）の樹冠の水平投影面又は（2）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

- (i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

- (ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ～ホ (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 樹木 地上部の一部が木質化している植物をいう。
- (2) タケ類 タケ類その他これに類する植物をいう。
- (3) 樹冠 樹木の上部についている枝と葉の集まりをいい、一部の突出した枝は含まない。
- (4) 樹高 樹木の樹冠の上端から幹が地面に接している部分までの垂直高をいう。ただし、支柱等の資材を用いなければ自立しない部分は含まない。
- (5) 株立 樹木の幹が根元近くから分岐したものをいう。
- (6) 略
- (7) みなし樹冠 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(2)の規定により算出された円をいう。
- (8) 樹木植栽地 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に規定する緑化施設で、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分をいう。
- (9) 以下略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1) 略
- (2) 都市緑地法施行規則第9条第2号イ(1)の規定による樹木ごとの樹冠の面積 敷地内に植栽された樹木のしゅん工時の樹冠の面積とする。
- (3) みなし樹冠の面積 しゅん工時の樹高により算出したみなし樹冠の面積とする。
ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。
イ タケ類の本数を含めることはできない。
ウ みなし樹冠の水平投影が、幹が地面に接している部分より高い位置に設置された工作物の水平投影と重なるもの及び当該敷地に包含されないものの面積を含めることはできない。
- (4) 樹木植栽地の面積 しゅん工時の樹高に応じた樹木の本数が都市緑地法施行規則第9条第2号イ(3)に掲げる式を満たす部分により算出したものの面積とする。
ア 株立の樹木の本数は株ごとの本数とする。
イ タケ類及び樹高0.4メートル未満の樹木の本数を含めることはできない。
- (5) 以下略

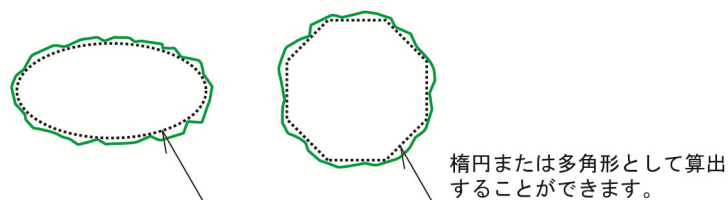
【解説】

(1) 樹木ごとの樹冠の水平投影面積は、緑化工事しゅん工時の樹木の形状寸法により算出します。

- ① 樹木の樹冠の水平投影の中におさまる楕円及び多角形であれば、その水平投影の面積を樹冠の面積として算出することができます。

ただし、樹冠の水平投影面が他の緑化施設の水平投影面と重複する部分は重複して算出することはできません。

■図-21



- ② すべての樹木を算出することができます。(タケ類も算出することができます。)

※樹高が0.4m未満のハイバクシンなどの地面を低く面的に覆う樹木やオカメザサのような低く面的に覆うタケ類は「芝等の面積」に算出できます。

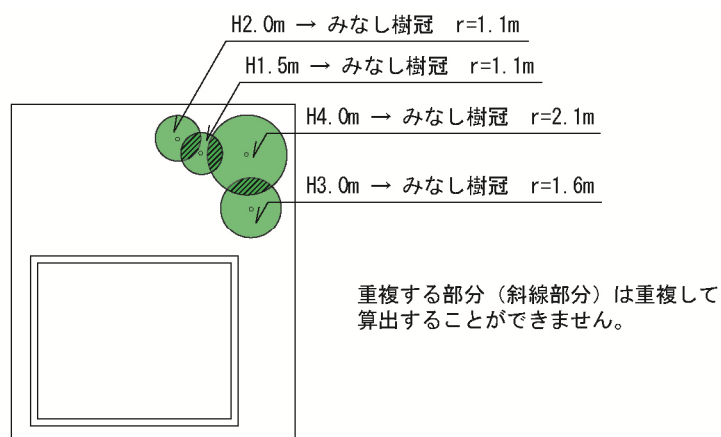
(2) みなし樹冠の水平投影面積による算出

- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面について、当該樹木の幹の中心をその中心とする円形の樹冠をもつものとみなして算出した円(みなし樹冠)の水平投影面積を緑化面積として算出することができます。なお、みなし樹冠の半径は以下の表の通りです。

また、みなし樹冠の水平投影面が他の緑化施設の水平投影面と重複する部分は重複して算出することはできません。

樹木の高さ (H)	樹冠の水平投影面とみなす半径 (r)
1m以上2.5m未満の樹木	1.1m
2.5m以上4m未満の樹木	1.6m
4m以上の樹木	2.1m

■図-22

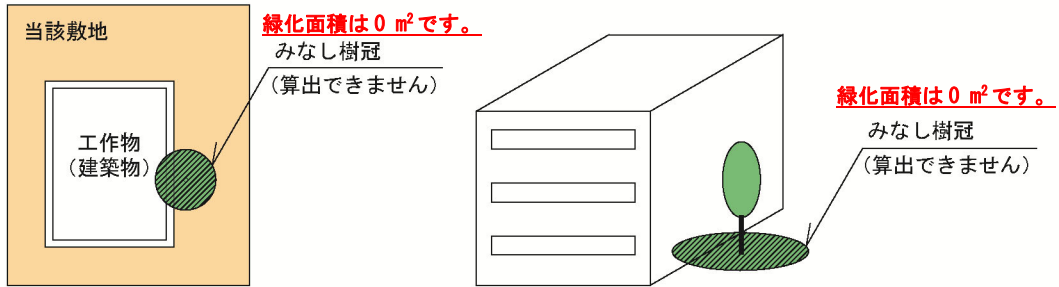


- ② みなし樹冠の水平投影面が根鉢の上端より高い位置に設置された工作物（建築物も含む）の水平投影面と重なる樹木は、みなし樹冠の面積として算出することができません。

みなし樹冠の水平投影面の一部もしくは全部が、根鉢の上端より高い位置にある工作物（建築物を含む）に重なるものは、みなし樹冠の面積として算出することができません。

■図-23 (ア)

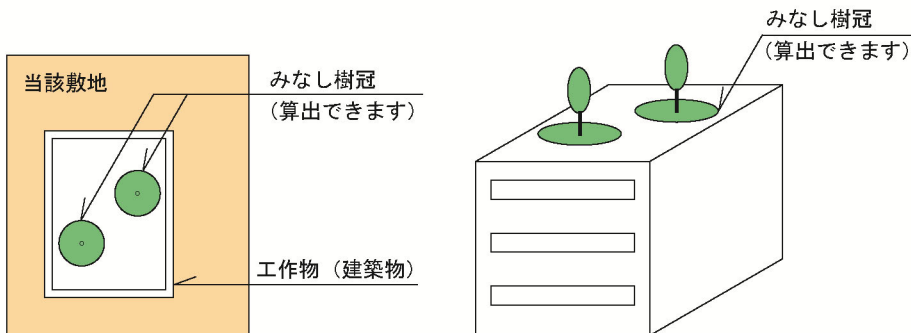
■図-23 (イ)



根鉢の上端より低い位置にある工作物（建築物）については、みなし樹冠の算出に影響しません。

■図-24 (ア)

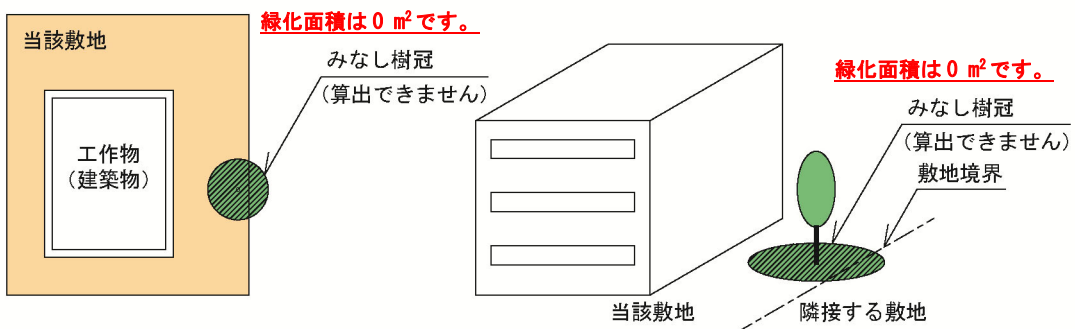
■図-24 (イ)



- ③ 当該建築物の敷地内に植栽された樹木であっても、みなし樹冠の水平投影面の一部（もしくは全部）が敷地外にある樹木は、みなし樹冠の面積として算出することができません。

■図-25 (ア)

■図-25 (イ)



- ④ 樹高1m未満の樹木、タケ類は、みなし樹冠の面積として算出することはできません。

(3) 樹木植栽地の面積による算出

- ① 樹木植栽地の面積として算出する部分は、樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われていることが必要です。樹木の生育等に関連性が無い部分は面積に算出することができません。
- ② 樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積（A）と樹高に応じた樹木の本数（T₁、T₂、T₃、T₄）が次に掲げる式を満たしていれば、当該部分の水平投影面積（A）を緑化施設的面積として算出することができます。

（植栽密度の計算式）

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

A 樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積

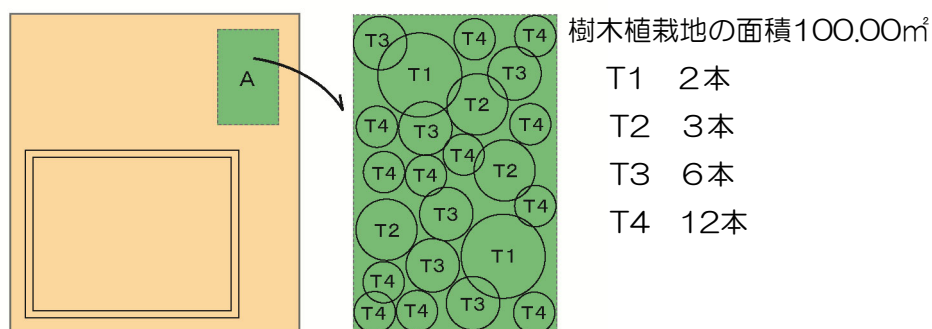
T₁ 高さ4m以上の樹木の本数

T₃ 高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

T₂ 高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T₄ 高さ0.4m以上1m未満の樹木の本数

● 計算例



$$A \leq 18 \times 2 \text{ 本} + 10 \times 3 \text{ 本} + 4 \times 6 \text{ 本} + 12 \text{ 本} = \underline{102}$$

樹木が生育するための土壌その他これに類する資材で表面が覆われている部分の水平投影面積（A）が100㎡の場合、上記の式を満たす（ $100 \leq 102$ ）ので、Aを緑化施設として算出することができます。上記の式を満たさない場合は、樹木密度が不足しているので、樹木本数を増やしてください。

- ③ 樹木は将来にわたって良好に生育できるよう、適切な配置で植栽してください。樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていなくては算出できません。
- ④ タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木は樹高に応じた樹木の本数（T₁、T₂、T₃、T₄）に含めることはできません。株立の樹木の本数は株ごとの本数とします。

- ⑤ 樹木植栽地の最低幅は30センチメートルです。
- ⑥ 樹木は著しく片寄せることなく、バランスよく配置してください。



- (4) 樹木、タケ類は樹高に応じて以下の表を参考に緑化施設を選んで算出してください。

■表 樹木として算出できる緑化施設の区分

緑化施設の 種別	樹高0.4m未満 の樹木	樹高0.4m以上 1.0m未満の樹木	樹高1.0m以上 の樹木	タケ類	ササ類 (低いタケ類)
樹冠	△	△	○	○	△
みなし樹冠	×	×	○	×	×
樹木植栽地	×	○	○	×	×
芝等	○	△	×	△	○
花壇等	△	×	×	△	△

※表中の○は算出できることを、△は推奨しないことを、×は算出できないことを示します。

※樹高が0.4m未満のハイバクシンなどの地面を低く面的に覆う樹木やオカメザサのような低く面的に覆うタケ類は「芝等の面積」に算出できます。

(3) 芝等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ (略)
 - ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積
 - ハ～ホ (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) 略

(9) 芝等 都市緑地法施行規則第9条第2号ロに規定する緑化施設で、コウライシバ、タマリユウ等の多年生の草本、ハイビャクシン等の樹木その他の地面を低く面的に覆う植物により覆われている部分をいう。

(10)～(16) 略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 芝等の面積 しゅん工時に地面や工作物の表面が植物により覆われている部分の面積とする。

ア 芝等を保護する目的で緑化ブロック等の緑化資材を用いた場合は、緑化資材の表面が実際に植物に覆われている部分の面積とする。

イ 一年生の植物に覆われている部分の面積を含めることはできない。

(6)～(8) 略

(緑化施設の整備方法)

第5条 緑化施設の整備にあたっては、次の事項に配慮すること。

(1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。

(2)～(5) 略

(6) 緑化施設を保護するため、必要に応じて、外周部に縁石等の構造物を設けること。

- (7) 駐車スペース等主たる目的が緑化以外の用に供する場所への整備は、できる限り避けること。
- (8)～(10) 略
- (11) 樹木植栽地の最低幅は30センチメートル以上確保し、その他の緑化施設については、10センチメートル以上確保すること。

【解説】

- (1) しゅん工時に、芝等で覆われている部分の水平投影面積を芝等の面積とします。
- (2) 芝等は地面を低く面的に覆う多年生の植物が対象です。地面を低く面的に覆う多年生の植物にはハイビヤクシン、ヒペリカム・カリシナムなどの低木、コウライシバ、マツバギク、タマリユウなどの多年生の草本及びオカメザサなどの低く面的に広がるタケ類があります。
- (3) 屋外において1、2年で枯死する植物及び季節により地上部がなくなる植物は芝等の面積に算出することは出来ません。
屋外において1、2年で枯死する植物にはインパチェンス、コリウス、パンジー、コスモスなどの植物があります。季節により地上部がなくなる植物には、ギボウシ、ミソハギ、スイセンなどの落葉性の多年生の草本や球根植物があります。

■図-26

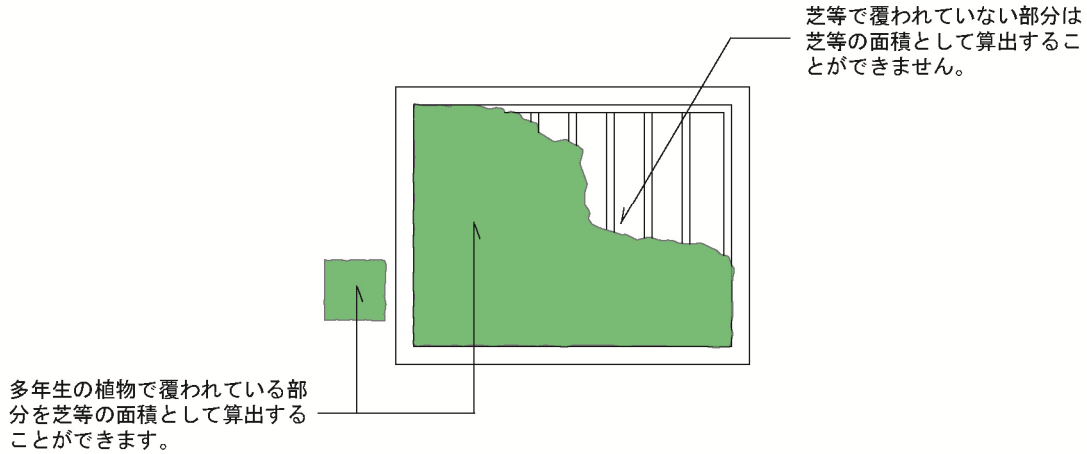


インパチェンスやコリウスなどの一年生の草本は1年以内に枯死するため、芝等の面積に算出することはできません。

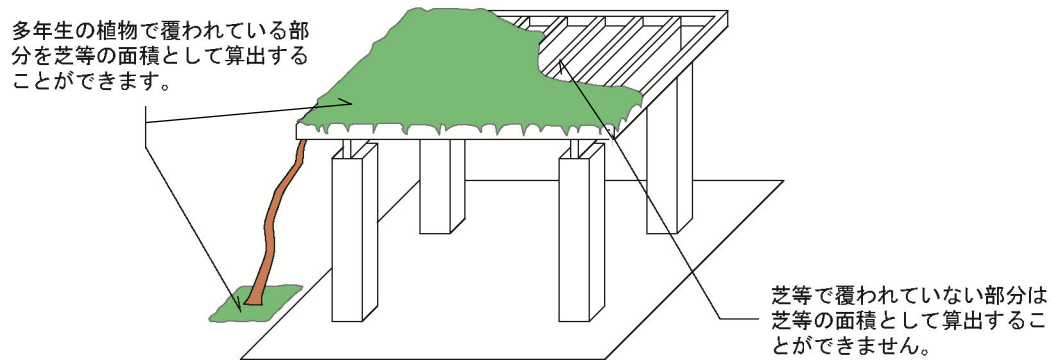
- (4) 芝等を保護することを目的とする緑化ブロック等の緑化資材を使用した場合は、表面が芝等で覆われている部分のみ、芝等の面積として算出することができます。
表面が芝等で覆われていない部分は芝等の面積として算出することが出来ません。
駐車スペース等、車輛や歩行者によって緑化施設の地上部や根に圧力がかかる場合や、車輛の排気ガスやエンジンの熱が緑化施設にあたる場合、その頻度や程度によっては緑化施設を将来にわたって維持管理をすることが困難となるので、このような場所への整備はできる限り避けてください。

- (5) 藤棚やパーゴラを多年生の植物が覆っている部分は、芝等の面積として算出することができます。

■図-27 (ア)



■図-27 (イ)



- (6) 芝等の最低幅は10センチメートルです。舗装用緑化ブロック等の資材を利用した場合においても緑化施設の最低幅は10センチメートル以上が必要です。

(4) 花壇等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ、ロ (略)
 - ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分(その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積
 - ニ、ホ (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) タケ類 タケ類その他これに類する植物をいう。
- (3)～(9) 略
- (10) 花壇等 都市緑地法施行規則第9条第2号ハに規定する緑化施設で、草花その他これらに類する植物を植えるために土を盛り上げたり仕切りを設けたりし、概ね1年のうち6か月以上植物が植栽された状態にある部分をいう。
- (11)～(16) 略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1)～(5) 略
- (6) 花壇等の面積 しゅん工時に草花等が1平方メートル当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌その他これに類するもので覆われている部分の面積とする。
- ア タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木を植栽した場合は、これらを植栽した部分を花壇等とみなして算出することができる。
- イ 植栽された草花等がしゅん工時に種子や球根の状態の場合は、草花等の株数に含めることができない。
- (7)(8) 略

【解説】

- (1) しゅん工時に草花等が1平方メートル当たり10株以上植栽されており、これらが生育するための土壌やマルチング材など植物の生育のために必要なもので覆われている部分の水平投影面積を面積として算出できます。

植物の生育に関わらない砂利敷き等で覆われている部分は算出できません。

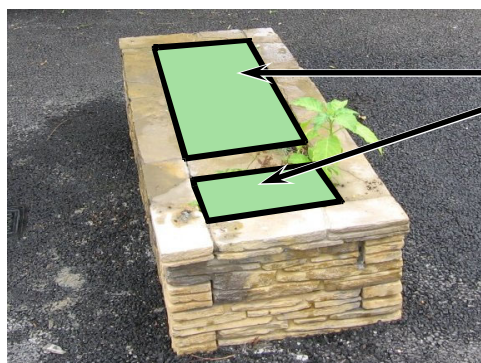
適宜植え替えなどを行うことにより、概ね1年のうち6か月以上植物が植栽された状態にあるものを花壇等の面積として算出できます

■図-28



草花等が10株/m²以上植栽されていること

■図-29



草花等が生育するための土壌等で覆われている部分を花壇等の面積として算出できます。

- (2) タケ類、樹高0.4メートル未満の樹木、一年生草本、多年生草本を花壇等の算出に含めることができます。

一年生草本とはパンジー、ヒマワリ、コスモス等おおよそ1年以内に枯死する草本のことです。多年生草本とはギボウシ、クリスマスローズ、マーガレット等、複数年にわたって生育する草本のことです。

- (3) しゅん工時に植物が種子、休眠状態の球根や根だけで地上部が枯れている状態等、目視による確認が困難な場合は、花壇等の面積として算出することができません。1平方メートル当たり10株以上が植栽されていることが容易に確認できるよう、検査時の状態に配慮して計画してください。

- (4) 花壇の縁石等の水平投影面積は、花壇等の面積として算出することができません。

■ 図-32



花壇の枠、土留め、縁石等は花壇等の面積に算出できません。

(5) 水流等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ～ハ (略)
 - ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分(その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。)の水平投影面積
 - ホ (略)

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(用語の定義)

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(10) 略

(11) 水流等 都市緑地法施行規則第9条第2号二に規定する緑化施設で、護岸や底面に石や土などの自然素材や植物が用いられており、常時表面が水面に覆われている部分をいう。

(12) (13) 略

(14) 護岸 水流、池などの水ぎわに岸の崩れを防ぐほか、美観保持のために設置される石組みや蛇籠などをいう。

(15) 以下略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 水流等の面積 その水平投影面の外周(護岸が整備されている場合は、護岸を含む。)の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからハまでに規定する緑化施設に接しているものの水面の面積とする。

(8) 略

【解説】

- (1) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち、水流、池その他これらに類するもの（以下、水流等という）の水平投影面積を水流等の面積として算出することができます。
- (2) 護岸や底面に石、土などの自然素材や植物が用いられているなど、自然的空間の中にある沼や池、川などに類する自然的環境の創出や、動植物の生息、生育空間としての機能が期待できるものを、水流等の面積として算出することができます。

■図-33 (ア)



■図-33 (イ)



- (3) 常時表面が水面に覆われている部分の水平投影面積を水流等の面積として算出することができます。

■図-34



常時水面に覆われていない護岸等は水流等の面積に算出できません。

水流等の面積は常時表面が水面で覆われている部分を算出します。

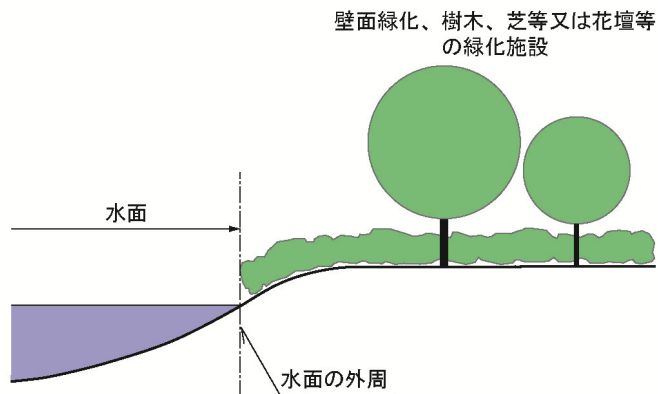
- (4) 水面の水平投影面の外周（護岸が整備されている場合は、護岸を含む）の1/2以上が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に接しているものの水面を、水流等の面積として算出することができます。

緑化率適合証明等の手続きに必要な「配置図」及び「緑化施設の求積図」を作成する際には水流等の水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に接している部分分かるように線の太さや着色等に配慮してください。

なお、緑化施設は水面の外周に連続して接している必要はありません。

■ 図-35

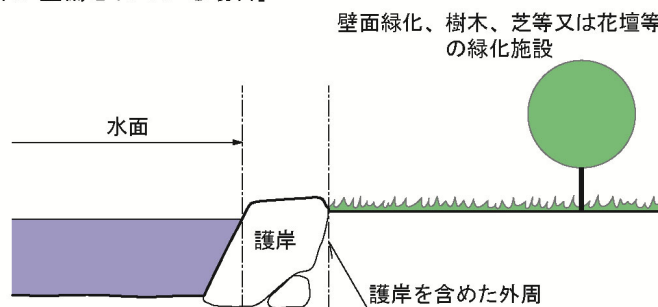
[護岸が整備されていない場合]



水面の水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に1/2以上、接している場合に算出できます。

■ 図-36

[護岸が整備されている場合]



護岸を含めた水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等又は花壇等の緑化施設に1/2以上、接している場合に算出できます。

(6) 園路等

【都市緑地法施行規則】

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ～ニ (略)
 - ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設(その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。)の水平投影面積

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

第2条 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(11) 略

(12) 園路等 都市緑地法施行規則第9条第2号ホに規定する緑化施設で、都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。

(13) 以下略

(緑化施設の算出基準)

第3条 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条各号の規定によるほか、緑化施設の種別ごとに当該各号に定めるところにより算出するものとする。

(1)～(7) 略

(8) 園路等の面積 その水平投影面の外周の2分の1以上が都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に接しているものの面積とする。

ア 建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできない。

イ 建築物を土留として利用している場合は、その面積を含めることはできない。

【解説】

(1) 壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に付随して設けられる園路、土留、その他の施設（以下、園路等という）の水平投影面積を園路等の面積として算出することができます。

水平投影面の外周の2分の1以上が壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に接しているものを、園路等の面積として算出することができます。

緑化率適合証明等の手続きに必要な「配置図」及び「敷地及び緑化施設の求積図」を作成する際には園路等の水平投影面の外周が壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に接している部分分かるように線の太さや着色等に配慮してください。

なお、緑化施設は園路等の外周に連続して接している必要はありません。

(2) 樹木や植栽等と一体となった小規模な広場、緑化施設の維持管理を目的として設置された散水施設、排水施設を園路等の面積として算出することができます。

建築物の排水のために整備された施設や、建築物に出入りするために整備されたアプローチ等は園路等の面積として算出できません。

■図-37 (ア)



壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設に付随しているものに限り、園路等に算出できます。

■図-37 (イ)



・壁面緑化から水流等までの規定により算出した面積の合計の4分の1を超えない部分に限ります。

・樹木や植栽等と一体になっているものが算出できます。

・建築物に出入りするための通路等、主たる目的が緑化施設の利用、維持管理の用以外の用に供する施設の面積を含めることはできません。

- (3) 壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設の面積の合計の4分の1を超えて園路等の面積として算出することはできません。

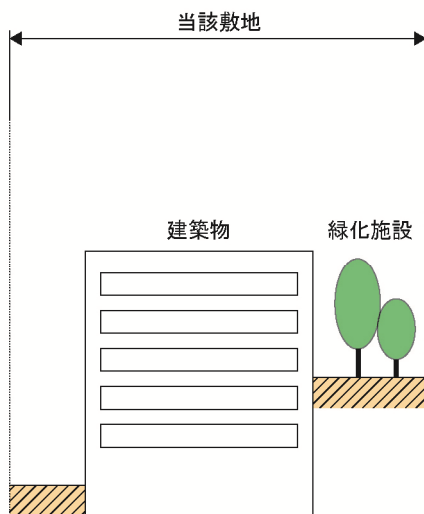
$$A \leq \frac{1}{4} S$$

A 園路等の面積

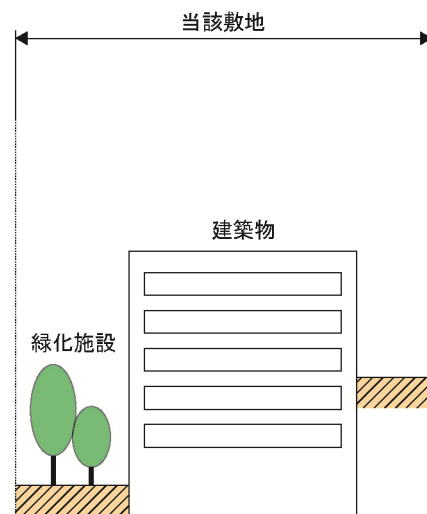
S 壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等の緑化施設の面積の合計

- (4) 建築物の躯体を土留めとして利用している場合は、建築物の面積を園路等の面積として算出することができません。

■図-38



■図-39



建築物を土留めとして利用している場合は、建築物を園路等として算出することは出来ません。

(緑化施設の維持管理を目的として設置されたもの以外の土留めは園路等として算出することができません。)

(7) 屋上緑化

【都市緑地法】

(緑化地域に関する都市計画)

第三十四条

2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

【横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準】

(緑化施設の整備方法)

第5条 緑化施設は次のとおり整備すること。

- (1) 景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。
- (2) 周辺から緑を実感できるよう、緑化施設を沿道部に設けるなど、公開性や視認性に配慮すること。
- (3) 工場等の緑化施設は環境の保全のため、原則として、敷地の外周部を中心に、緑化施設の半分以上を量感のある樹木により設置すること。
- (4) 将来にわたって緑化施設が良好に維持されるよう、日照、土壤環境等を考慮し、周辺環境に配慮すること。
- (5)～(7) 略
- (8) 緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けること。
- (9)～(13) 略

【解説】

- (1) 緑化施設は建築物の空地、屋上その他の屋外に整備することができます。
建築物や工作物の屋上（バルコニー、ベランダを含む）に整備される緑化施設は各区分に応じて算出することができます。
- (2) 一般的に屋上は乾燥や強風等、植物にとってストレス要因が多い環境です。緑化施設を屋上に整備する場合は管理等のために、容易に出入り可能とするほか、手すり柵やかん水設備等の必要な施設を設けてください。安全帯等を使用しなくても管理できるように計画してください。
- (3) 屋上緑化の申請時には構造詳細図等を添付してください。